

## 令和 5 年度 災害時要援護者支援の取組について

災害時要援護者支援に関し、今後の取組を、次のとおりお知らせします。

### 1 災害時要援護者名簿及び地図のお渡し時期等について

#### (1) お渡し時期について

名簿のお渡しにつきましては、新たに名簿に登載される方に自治会・町内会への個人情報提供の確認をさせていただくため、令和 6 年 1 月頃に予定しております。

昨年同様、協定締結済の自治会町内会長宛て郵送（一般書留） 予定です。

#### (2) 地図及び支援物品の受領等に関する意向確認について

要支援者の居所を記載した「**地図及び支援物品**」については、名簿お渡し後にご希望の自治会・町内会に配付いたします。

ご意向について、8 月末までに返信用封筒にてご報告をお願いします。

### 2 全体説明会について

災害時要援護者支援事業の取組概要についての全体説明会を以下のとおり開催します。

#### 【開催日時】

令和 5 年 8 月 28 日（月） 18 時 00 分～19 時 30 分

（場所：南区役所 1 階多目的ホール※WEB 参加可）

#### 【参加方法】

8 月 15 日（火）までに、FAX（241-1151）か、お電話（341-1225）または、  
e メール（mn-3pj@city.yokohama.jp）でお申込み下さい。

※詳細につきましては、別添のチラシをご覧ください。

### 3 名簿の提供を行っていない自治会町内会へのご案内について

名簿の受領についてご検討いただくため、事業の概要、名簿の受領方法、名簿を活用した取組事例等に関する資料をお送りします。

## 【参考】

### 1 災害時要援護者支援とは？

「災害時要援護者」とは、高齢者や障害のある方など、地震などの災害発生時に、自ら安否を伝えたり、安全な場所に避難すること等が困難な方をいいます。

災害時要援護者支援とは、災害発生時に要援護者の安否確認・避難支援等が迅速に行われるよう、地域、行政、関係団体等が連携して、平常時から顔の見える関係づくり、情報共有等の取組を進めていくものです。

### 2 地域での災害時要援護者支援の取組について

過去の大きな災害では、自力での避難が困難な方（災害時要援護者）の被災が多く見られたことから、要援護者が迅速に避難できるための支援体制を整えておくことが必要とされています。また、近年では震災だけではなく、風水害への対策の必要性も高まっています。

#### 要援護者の把握

まずは、地域のどこに助けを必要としている方がいるのかを把握しましょう。取組が困難でも、名簿を用意しておけば、いざという時に役立つ可能性があります。

#### ○要援護者を把握する方法

方法	説明
区の名簿を受領 (情報共有方式)	区が作成している要援護者名簿を、区と協定を締結して受領します。要援護者を把握するための負担が少なくなります。
地域で名簿を作成 (手上げ方式)	地域で自治会名簿等を活用したり、回覧等で要援護者を募って名簿を作成します。

※2つの方法を組み合わせて要援護者の把握を行っている地域もあります。

#### 【区の名簿の特徴】

- 個人情報の収集に必要な本人への確認手続を区が行います。
- 支援が必要な方の情報を得られます。
- 一度協定を締結した後は、毎年区から更新名簿を提供します。
- 名簿と併せ、要援護者の居所を記した地図を提供します。

是非ご検討  
ください！



#### 【区の名簿を提供した自治会町内会数】

自治会町内会数	協定締結数(=名簿提供数)
204	168

※令和5年5月末時点

#### 災害発生時に備えた取組みの実施

要援護者の訪問や地域の行事への勧誘など、日ごろからの顔の見える関係づくりを進めるとともに、災害発生時に備えた安否確認や救助・避難方法を検討したり、訓練等を実施します。



できる範囲で  
取組みをお願いします！

### 3 区役所の取組

南区では、自治会 町内会へ要援護者名簿を提供する他、様々な取組を実施します。

#### 要援護者支援の取組に関する相談支援

##### ① 説明会の開催【8/28（月）】

名簿提供の手続き、個人情報の取扱い、名簿を活用して実際に地域で行われている事例等を紹介する、説明会を開催します。

参加方法は別紙をご覧ください。



ご参加をお待ちしています。



##### ② 「ご近助講座」の開催【通年】

職員が地域にお邪魔してご説明・意見交換を行う「ご近助講座」を年間を通じて開催します。

○日程：希望する曜日・時間（土日、夜間もOK!）

○内容：事前ご要望を伺い、希望する内容で実施します。

○申込・問合せ：総務課防災担当（341-1225）



### 4 取組の全体像

#### 【自治会町内会】

○要援護者の災害発生時の安否確認、避難支援などにつながる取組実施。

- ・区の名簿の活用による要援護者の把握
- ・民生委員と協力した訪問や見守り活動
- ・自治会行事への参加による要援護者と地域住民との関係づくり
- ・避難訓練の実施など。 ※できる範囲で取り組んでください。

と、いわれても・・・

- 具体的に何をすればいいの？
- もっと基本的なことを一から教えてほしい。
- 区から名簿を受け取る方法を教えてほしい。
- 名簿は受け取ったがどう活用すればいいの？
- 個人情報の取扱いで注意することは？ 等々

相談・助言

#### 【区役所】

#### 【南区要援護者支援3課プロジェクト】

総務課、福祉保健課、高齢・障害支援課がプロジェクトをつくり、地域の取組を支援します。

要援護者名簿（地図）等の提供、「ご近助講座」の開催等

【問合せ先】 災害時の自助・共助に関すること	総務課	341-1225
災害時要援護者支援の地域の取組支援に関すること	福祉保健課	341-1181
災害時要援護者名簿に関すること	高齢・障害支援課	341-1136

# 自治会町内会ご担当者様向け 災害時要援護者支援 に関する説明会



災害に備え、日頃からの地域の関係づくりが大きな防災力となり、いざという時の助け合いにつながります。

すでに協定締結して名簿を受領しているけど、どのように取り組んだらよいか悩んでいる自治会町内会や、これから名簿を受領しようとしている自治会町内会、新しく会長になられた方等ぜひご参加ください。

## 【開催日時】

令和5年8月28日(月) 18時00分～19時30分

(場所: 南区役所1階多目的ホール※WEB参加可)

## 【内容】

### (第一部)

- ・事業概要説明
- ・災害時要援護者名簿について  
(受領方法、個人情報の取扱い)

### (第二部)

- ・自治会町内会事例発表



昨年度の様子

## 【参加方法】

8月15日(火)までに、FAX(裏面)か、お電話(341-1225)または、  
eメール(mn-3pj@city.yokohama.jp)でお申込み下さい。

～お電話・eメールでお申し込みの際は、下記の項目をお知らせください。～

- ①自治会町内会名
- ②参加希望日
- ③参加人数
- ④代表者のお名前・ご役職
- ⑤代表者のご連絡先
- ⑥参加方法(会場出席・Web参加)

問合せ・申込先: 南区 災害時要援護者支援3課プロジェクト  
(総務課、福祉保健課、高齢・障害支援課)

総務課防災担当 TEL 341-1225 / FAX 241-1151



# 令和5年度災害時要援護者支援の地図等の意向調査及びアンケートについて

自治会町内会名：

毎年の災害時要援護者名簿の提供にあたっては、定期的な見守り等に役立てていただくため、要援護者の居所を記載した「地図」及び「支援物品」を名簿とともに提供させていただいております。ご希望の有無について、ご記載のうえご返送をお願いいたします。

併せて、各自治会・町内会における災害時要援護者支援の取組の状況と今後の支援の推進への参考とさせていただくため、可能な範囲で記載をお願いします。

- ・ 要援護者の居所を記載した「地図」のご希望について  
 希望する       希望しない
- ・ 要援護者の訪問時の配付用などに活用していただく「支援物品」のご希望について  
 希望する       希望しない

支援物品  
防寒防風アルミシート（予定）

災害時要援護者とは、地震などの災害発生時に

- ・ 必要な情報を把握し、状況を把握することへの支援が必要な方
- ・ 安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることへの支援が必要な方をいいます。

## <参考>

【1】 災害時要援護者支援の取組みに状況について（複数回答可）

- 具体的な取組は行っていない
- 定期的な訪問や、イベント参加への声掛けなどを行っている
- 民生委員等により、見守りを行っている。
- 要援護者ごとに災害発生時の避難誘導担当者を決めている。
- 防災訓練での避難の際に、要援護者の安否確認をしている。
- その他 [

【2】 災害時要援護者支援を進める（継続する）うえで、課題はありますか（複数回答可）

- 個人情報の取扱いが心配である
- 発災時に支援できるか心配である
- 地域の理解が得られない
- 自治会・町内会未加入者への対応
- 担い手不足
- その他 [

○参考となる取組事例や取組で困っていること、区役所へのご意見

ご協力ありがとうございました。8月31日（木）までに、返信用封筒でお送りください。

問合せ先 南区高齢・障害支援課 高齢・障害係  
TEL：341-1136 FAX：341-1144